事 務 連 絡 令和2年2月6日

 都道府県

 各保健所設置市

 特別区

保健所設置市 衛生主管部 (局) 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における 新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号。以下「法」という。)における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて」(令和2年2月3日付け健感発第0203第3号厚生労働省結核感染症課長通知)を、科学的知見を踏まえ下記のとおり一部改正したので、御了知の上、管内医療機関への周知につきまして、御協力をお願いします。

なお、当該感染症におきましては、情報収集を継続中であり、新たな対応を行う場合には、 別途お知らせします。また、同様の事務連絡を公益社団法人日本医師会宛てに発出しており ますことを申し添えます。

別添1 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて(一部改正)」(令和2年2月6日付け健感発0206第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)

別添2 新型コロナウイルス感染症における退院等基準(軽快後)

## 【問い合わせ】

厚生労働省 健康局結核感染症課

青木主杳、伴主杳

電話番号:03-5253-1111(内線、2926、2375)

FAX 番号: 03-3581-6251